

(その 119) 「無料・低額診療」で治療、在留許可もおりました (2015.8)

5月初旬「相談センター前を通りがかった者ですが」、と南町に住むKさんがおどおどしながら相談にみえました。

お話を聞きますとKさんの妻はフィリピン籍で子供が生まれたが在留許可が切れ、昨年10月に申請したがまだ許可が出ません。

区役所で病院に行くので国民健康保険証を出して欲しいと頼んでも在留許可書がない人には出せないと断られました。

妻が歯医者に行きたいがお金が大変で医者にも行けません。在留許可書の発行を早く出来ないでしょうか。というものでした。

日本共産党国政事務所の中村さんに連絡すると「5月11日に相談に乗ります」と快く引き受けてくださいました。

「歯が痛くて困っている」という緊急の問題は、桜本の生協歯科に相談したところ「無料・低額診療で治療できます」とのことでその日にスタッフのKさんに生協歯科へ同行してもらいました。

6月中旬、Kさん親子3人が「おかげさまで在留許可がおりました。歯の治療も出来ました心から感謝します」たどたどしい日本語でお礼するそばで涙を流しているご主人を見て「相談センターを開いていて良かった」との思いを強くしました。